

平成29年6月27日	参考資料3　社会保障審議会生活保護基準部会報告書(抄)
------------	-----------------------------

## 社会保障審議会生活保護基準部会報告書（抄）

平成27年1月9日社会保障審議会生活保護基準部会

### ⑤ 住宅と居住の質に応じた住宅扶助特別基準の設定

- 生活保護受給世帯が居住する民営借家の実態をみると、最低居住面積水準（設備条件を含む。）を満たしていない住宅でも、家賃額が住宅扶助特別基準額以上となっている割合が39%となっている。

また、生活保護受給世帯の居住実態調査によると、近隣同種の住宅等の家賃額と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義が有る世帯は、0.6%とごく一部であるが、確認された。

- 無料低額宿泊所や簡易宿所等については、次のとおり民営借家と比較して、床面積が狭いにもかかわらず、住宅扶助特別基準以上で家賃額が設定されている割合が高くなっている。

	平均床面積	家賃額が住宅扶助特別基準（上限額）の1倍以上の割合
無料低額宿泊所	9 m <sup>2</sup>	72%
簡易宿所	6 m <sup>2</sup>	87%
民営借家	30 m <sup>2</sup>	43%

資料：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査

- その理由としては、二つのことが考えられる。一つは、現行の住宅扶助特別基準は上限額の範囲内で必要な家賃額の実費を支給する仕組みであるものの、住宅の質に応じた上限額の設定がないため、居室が著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な住宅で、生活保護受給者の自立の助長に支障をもたらすおそれがあるにもかかわらず、住宅扶助特別基準で家賃額を設定している場合である。これは、不当な利益を得ることを目的とした、いわゆる貧困ビジネスであると考えられる。

- もう一つは、無料低額宿泊所等において、一人では自立・自律した生活を営むことが困難な人を受け入れており、一人当たりの専用部分の床面積は無料低額宿泊所では平均9m<sup>2</sup>（約5.5畳）であるが、専用部分以外に共同的な生活を営むための床面積がある場合や、住宅扶助の範疇外であるが何らかの生活支援を行っている場合である。

本部会の検討作業班が実施したヒアリングにおいても、無料低額宿泊所等で、共同利用のリビングがある実態や、在宅での生活を支えるための支援が必要な人に対して、居室の提供のほか利用者に対する見守りや家事援助、服薬のサポートといった生活支援も併せて提供し、当該支援にかかる人件費などのコストを含めて利用料を設定するほか、実質的に住宅扶助費を当該コストに充当している実態が確認された。

- 現行の住宅扶助本来の目的と、より適切な住環境を備えた住宅へ誘導していくという観点で、床面積が狭小な住宅については、床面積に応じた支給額とするなどにより、住宅扶助費の支給額を住宅の質に見合ったものにするなどの措置を検討することも考えられる。しかしながら、いわゆる貧困ビジネスは、生活保護受給者本人ではなく、受け入れる側の問題が大きく、その是正に向けての取組は別途必要である。住宅扶助費の支給額の変更等により、生活保護受給世帯の居住の安定の確保に支障が生じないよう留意する必要がある。
- 一方、住宅扶助の趣旨を踏まえると、生活支援の提供にかかるコストに住宅扶助が充当されることは適切なものとは言えないが、生活支援を提供する無料低額宿泊所等に対して、床面積に応じて減額した住宅扶助特別基準を適用することとした場合、生活支援の提供が困難となり、利用者の自立の助長に支障が生じるおそれもある。

そのため、生活支援を提供する無料低額宿泊所等に入居する世帯については、床面積に基づき、一律に判断するのではなく、提供される生活支援が自立助長の観点から認められるかどうかも勘案し、自立助長の観点から認められる場合は、生活支援が維持されるような措置を講じることが必要である。

なお、生活支援の提供にかかる人件費等のコストに対応する扶助が、生活保護基準の体系ではない現状においては、生活支援の提供にかかるコストに対して、住宅扶助費が充当されることはやむを得ないと考えられるが、将来的には、生活支援の提供にかかるコストに対応する扶助の仕組みを設けることなどを検討することも必要である。